

○ 財務省告示第三百六十号
平成二十一年十月十三日施行
条件等を次のとおり告示する。
行二令第六号～第五条第十一項の規則
政府資金調達事務取扱規則
平成十一年五月一日に発行した政府短期証券の規定に基づき、大蔵省の平成省

國庫短期財務大臣藤井裕久

二 一 行二令第六号～第五条第十一項の規則
の法發号名稱及び記

法律項及の根拠

三 四
用振替法の適
發行方法の適

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。～格替適下へ債項五項律計号資四政
債め別つ入札に以を機用一平成、及条、第に～金号法
市る参て札發によ下競闘を振株び第一九十九法～
場も加、と行「争は受け替式第一九十三法第昭和二
特の者財同「価に日ける法第百項十三の四号法第昭和二
別にご務時と行格付本銀もとのい、～
參よと大にい(以競し銀行のう)と
加るに臣行う(以争て行のう)と
者発応がわ～下入行とし。～
・行募各れ及一札わする。～
第へ限國るび価一れ。～
I以度債入価格とる。そ規
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募		
振額最 替 単 位 金	払 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金	行 争 非 者 特 国 入 価 行 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 額	行 争 非 者 特 国 入 価 行 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 の		
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六四二五 百千兆 円三一二 十万千 二千九 億二百 四百三 千五十 二十三 百円億 二七 十 七 万 百	額億額 面五面 金千金 額万額 で円で 四五 千兆 三十二 三千九 四億円 五百五 四十 。各の 申応 りい	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を囲別応ち 割内参募応 りに加額募 当お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい	価 格 競 争 入 札 発 行 一 と い う 。

